

日本臨床泌尿器科医会法人化について

法人化のメリット・デメリットについてのQ&A

1) 法人化のメリット (1) ・ ・ 組織の対外的な信頼性の向上

日本臨床泌尿器科医会は、(一社)日本泌尿器科学会と「車の両輪」となって臨床泌尿器科学の発展と普及、ならびに泌尿器科医の生涯にわたる研鑽を通じてその質と社会的評価の向上、経済的基盤の強化に寄与することを目的として1998年に設立されました。以後、主に保険医療に関する問題について取り組んでまいりましたが、会員は法人格を持たない団体の代表として対外的な仕事しております。現在、設立23年で、会員数は約1300名となり日本臨床皮膚科医会(4600人)に次ぐ大きな医会となっています。各医会は法人化が進み、日本医師会と密接な連携を持って活動されています。

当医会が学閥を超えて活発に活動しているといっても、法人でなければ信用ある団体であると見なされず、相手からは任意団体と何ら変わらないこととなります。

また今後、会員増強の立場からも地方の泌尿器科医会の無い都道府県に新たな泌尿器科医会を作るお手伝いをするにしても、公の肩書きのない団体では信用されません。

さらに、厚労省や政治家に陳情を行うとしても、法人格のままでは発言力は低いままで、地位や立場はいつまでも向上しないと思われまます。

2) 組織の信頼性が向上する理由

一般社団法人は法律に基づいて設立されますので、当会の場合は事務局のある自治体に設立申請を行い、予算書の提出、決算報告の義務が発生します。法人の運営には定款を作成した上で、総会で理事を選出するなどの手続きが必要です。

従って「第三者の承認なく身内で役員を決めて、会計報告も医会内で済ませる任意団体」とは信用度が異なることとなります。

3) 法人化によって日本臨床泌尿器科医会の「システム」の何が変わるのか。

何も変わりませんが役職名が変わります(4)に詳細)。基本的に現組織をそのまま移行するだけです。

法人化にあたり事務手続きが必要ですが、法人化とは法律に基づく組織にするとすることであり、実質上の医会の運営・活動内容が変わるわけではありません。法人設立の具体的な手続き(役員の選出方法などを規定した定款の作成)と設立後の組織の運営とを混同すべきではないと考えます。

4) 法人と現組織はどう考えるのか。

現在、「常任理事会」のメンバーが法人の「理事」「監事」になる可能性があります。

「常任理事会」以外の理事の方々は「幹事」という名称に変わります。

「理事」「監事」という名称は、法人の役員です。他の会員は全て法人の「社員」となってその中の各地区の代表者(現在の常任理事以外の理事)が「幹事」となります。

法人の登録等には実印の押印が必要とされますので、「役員」の人数は、最小限にとどめる必要があります。

5) 法人化のデメリット

税理士費用が発生しますが、現在も顧問税理士がおられます。法人格となりますので顧問料が上がる可能性があります。これ以外には特にありません。新たに税金が発生することはありません。